

商品概要

1. 商品名	〈いわぎん〉相続定期預金
2. 定期種別	・スーパー定期 ・大口定期
3. 対象	個人のお客さま
4. 預入期間	・6ヵ月 ・1年 ※自動継続扱いのみ
5. 金利	・6ヵ月もの 店頭表示金利+0.30% ・1年もの 店頭表示金利+0.20% ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税率となります。
6. 預入原資	相続により取得された預貯金、有価証券の換金代金や不動産の売却代金、受取保険金等 ※他金融機関で相続手続きされた資金も対象とします。 ※相続資金の最後の入金日から、1年以内の資金に限ります。
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ※1回の相続につき、お一人さま1回のご利用となります。 ・スーパー定期：100万円以上1,000万円未満 ・大口定期：1,000万円以上 ・1円単位
8. 預入時に ご提示いただく 確認書類等	・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・相続資金の入金が確認できる普通預金通帳、または名義変更後の通帳 ・遺産分割協議書、または相続手続依頼書 ・保険会社から送付される保険金等支払通知書 ・相続された不動産や有価証券等の換金代金を確認できる書類 ※ 上記以外の書類のご提示をご依頼する場合があります。 くわしくは、窓口におたずねください。
9. 利息 (1) 利払頻度 (2) 計算方法 (3) 課税	・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位 スーパー定期：1円 大口定期：100円 ※ 預入日から満期日の前日までの期間について1年を365日とする日割計算とします。 ・分離課税（20%） ※ ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までにお受取りになるお利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

商品概要

10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。（ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、普通預金利率とします。） （1）スーパー定期 ① 6ヵ月未満 解約日の普通預金利率 ② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50% （2）大口定期 ① 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合 a 解約日の普通預金利率 b 約定利率－約定利率×30% c 約定利率－〔（基準利率－約定利率）×（約定期間－預入期間）/預入期間〕 上記、a、b、cのうちいずれか低い利率で計算します。 ② 預入日の1ヵ月後の応答日以降に解約する場合 前記のbおよびcのうち、いずれか低い利率で計算します。 （注）基準利率については窓口におたずねください。
11. 満期時のお取り扱い	適用金利は初回満期日まで適用され、それ以降は自動継続時における店頭表示金利の適用となります。
12. 付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。 ・スーパー定期は総合口座（新総合口座）の担保とすることができ、担保定期預金の90%、3百万円以内までの当座貸越が利用できます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率とします。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

2025年9月1日現在